

配偶者のいない被共済者の死亡した当時、当該被共済者の収入により生計を維持されていた方は、退職金の請求権利が優先されます。(中退法第14条第2項、第3項)
所在地の市区町村の民生委員の方より証明を受けて下さい。

生計維持に関する証明書

下記の請求人は、林 森造 の死亡当時、主としてその収入に

よって生計を維持していたことを証明します。

＜民生委員記入・証明印欄＞

平成 年 月 日

民生委員

住所

氏名

電話

㊟

請求人氏名	続柄	住所
林 植 男	父	東京都港区芝公園1-7-6
林 育 子	母	同上
林 太 樹	長男	同上
生計維持されていた方が複数の場合は、全員の氏名・被共済者との続柄・住所を明記してください。		